

財政援助団体等（補助金）監査の結果に関する報告

1 監査の期間

- ・書類審査 6月4日（金）～7月6日（火）
- ・各課ヒアリング 7月6日（火）
高齢者支援課・学校教育課・経済観光課・総務課・地域支援課
農林水産課・福祉事務所

2 監査対象

令和2年度補助金等 書類審査件数 429件 抽出件数 30件 下表のとおり

課 名	対象件数 (書類審査)	抽出件数 (ヒアリング)	課 名	対象件数 (書類審査)	抽出件数 (ヒアリング)
学校教育課	27	2	社会教育課	9	0
企画課	1	0	税務課	1	0
教委総務課	10	0	総務課	4	2
経済観光課	46	10	地域支援課	19	3
健康保険課	8	0	農業委員会	14	0
建設課	25	0	農林水産課	120	10
高齢者支援課	28	1	福祉事務所	28	2
市民生活課	89	0	合 計	429	30

* 監査の対象については、補助額等について原則 50 万円以上の事業、または継続事業について事業効果の検証を踏まえたうえでの抽出件数となっている。

3 監査の手続

監査の対象となった補助金等について、西之表市補助金等交付規則及び関係法令等に遵守し事務執行されているか、補助目的に沿った執行、かつその結果について、下記の関係書類の提出を求め、職員の説明を受けるなど、通常実施すべき監査手続を実施した。

- ① 補助金等交付申請に関する書類
- ② 補助金等交付決定通知書
- ③ 事業計画の変更に関する書類
- ④ 事業実績報告書
- ⑤ 補助金等交付確定通知書
- ⑥ 補助金等の請求及び交付
- ⑦ 補助団体等役員名簿
- ⑧ 預金通帳

⑨ その他

(西之表市補助金等交付規則以外の規則等で交付している補助金については、それぞれの規則で定めた交付申請から補助金交付までの一連の書類)

4 監査の結果

補助金等を支出しているすべての担当部署に

- ① 事業計画書・予算書・事業報告書・決算書等と市へ提出された補助金交付申請書や実績報告書との整合性はどうか。
- ② 申請書や補助金の請求等は、適時に行われているか。
- ③ 計画や交付条件に従って実施され、その成果は十分に上がっているか。
- ④ 補助対象事業以外の流用等はないか。
- ⑤ 会計経理は適正に行われているか。
- ⑥ 領収証等の証拠書類の提出、内容は適正か。
- ⑦ 視察研修等については、復命を含めて事業目的に沿って適正かつ効果的なものであったか。
- ⑧ 予算残の過大な事業については、補助金対象の有無、次年度事業予算との兼ね合いはどうか。
- ⑨ 西之表市補助金等交付規則、要綱等法令に沿った支出がなされているか。

等を監査視点として実施した。

補助金等の事務執行については、監査の結果、西之表市補助金等交付規則及び関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

補助金等の交付については、地方自治法第 232 条の 2 の規定により、公益上必要があると認めた場合において補助することができるものであると規定されている。

公益上の必要性や事業の目的等、担当所管の責務において公平公正な視点を持って十分に精査を行い、慣例で交付することのないよう適正に対処されることを強く要望してきたところでもある。また、補助金等が、本来の目的達成のため有効に使われるよう、補助金交付団体との連携の重要性についても例年指摘しており過去の実績等も充分踏まえ、補助金等の成果向上につながるよう、今後も更に検証を深めていただきたい。

なお、各補助金支給制度について、市民へのわかりやすい情報発信に努めるよう要望する。

最後に、先にも述べたとおり、補助金は公益上の必要により交付されるものであり、市民に疑念を抱かせるようなことがあってはならない。そのことを常に念頭におき、公平公正な事務執行に心掛けられることを切望し、今年度の補助金監査の結びとする。